

令和2年度 ひろしま I T 融合フォーラム研究会企画提案公募要領

1 趣旨

広島地域における新ビジネスの創出や既存産業の競争力の強化等を促進するため、I T 融合 (※) に取り組む研究会活動に対して、必要な経費を助成する。

このことにより、I T 融合による新ビジネスの創出に取り組むプロジェクトチームの組成や、I T を活用した事業の実施に向けた研究を促進し、I T 融合アイデアの創出に資する。

(※) I T 融合 : 最新の I T 技術や多種多様なデータを異分野の産業と組み合わせて新たな価値を創造する取組

2 公募内容

(1) 概要

I T 融合に取り組むグループ等から企画提案を受け、ひろしま I T 融合フォーラム (以下、「本フォーラム」という。) が選定する研究会活動について、経費の一部を助成する。

(2) 研究会の構成

研究会の構成は、次のアからエまでの事項にすべて該当しなければならない。

ア 研究を主導する企業・団体及び共同で研究する企業・団体又は研究内容に対して専門的な能力を有する者 (※) で構成されていること

(※) 学識経験者、いわゆる産業支援機関で企業を指導する者、I T コーディネーターなど (以下、「専門家」という。)

イ 研究会の構成員は、本フォーラムの会員であること (専門家を除く)

ウ 主たる構成員は、県内に事業所を有する企業・団体であること

エ 2 以上の企業・団体で構成されている場合、代表者 1 名及び副代表者 1 名以上が定められていること

(3) 研究会の内容

次の事項のような研究内容を対象とする。

ア 新たな価値を創造するアイデアを創出、改良又は実用化するための研究

イ 現在の生産性・付加価値等の向上に繋がるアイデアを創出、改良又は実用化するための研究

ウ 上記研究に関して競争的資金制度の応募に必要な実施計画の作成等に関する研究

(4) 研究会の実施期間

選定通知を行った日から令和 3 年 2 月 26 日 (金) まで

(5) 研究会の報告事項

構成員である企業・団体及び専門家間の協議内容等を確認するため、次のような報告を求めるものとする。

ア 2 以上の企業・団体で研究会を構成する場合は、次の事項に関する記録を作成し、本フォーラムに提出するものとする。

(ア) 企業・団体による研究会の開催日時、場所、出席者及び研究内容の要約

(研究会を開催するごとに作成すること)

(イ) 研究成果報告書 (研究会活動の終了後)

イ 企業・団体と専門家で研究会を構成する場合は、次の事項に関する記録を作成し、本フォー

ラムに提出するものとする。

(ア) 専門家との協議の実施日時，場所，出席者及び協議内容の要約

(イ) 研究成果報告書（研究会活動の終了後）

ウ その他

研究会活動の終了後において，実用化・ビジネス化等の実績などの成果の公表・発表を依頼する場合がある。

(6) 助成金額

本公募に係る予算額は総額 300 万円とする。

a) 助成限度額 100 万円

b) 助成限度額 50 万円

c) 助成限度額 25 万円

（採択予定数 1～5 件程度）

なお，応募状況等により，必要に応じて上限額未満の金額を助成額と決定することがある。

(7) 助成対象経費

研究会活動に要する経費のうち，次の経費を助成対象経費とする。

なお，助成対象経費には，消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。

ア 研究会開催経費（会場借上費，専門家謝金・旅費（実費）等）

イ 調査旅費（原則，公共交通機関を利用した旅費。実支出額を上限とする。）

ウ 資材等の購入費（試作に必要な原材料・部品，試験に必要な試薬，参考図書等の購入費。）

エ 外注費（研究会活動に不可欠で，外部に外注することが効果的だと認められる作業に限る。）

オ 機器整備費（必要な機器の購入費・リース料。助成額の過半を占めない範囲のものに限る。）

カ その他，研究会活動に必要と認められる経費（本フォーラムが必要と認めるものに限る。）

(8) 助成金の支払方法

原則として，研究会活動の終了（(5)において規定する「研究成果報告書」の提出を受けて事務局において確認）後に，研究会が立替払した経費について，本フォーラムが定める請求期間において，研究会から本フォーラムへの請求に基づき支払うものとし，当該請求に当たっては，領収書等の証拠書類の写しを添付するものとする。

（支出に係る証拠書類等が不備の場合は対象経費として認めない。）

助成金に係る書類に虚偽の記載が認められた場合や不正経理が判明した場合等には，採択を取り消し，助成金の支払いを中止するとともに，既に助成金を支払っている場合には，返還を請求する。

（請求期間）

対象経費	請求期間	支払予定日
選定通知を行った日から 令和 3 年 2 月 26 日までに支出した経費	令和 3 年 3 月 1 日から 令和 3 年 3 月 4 日まで	令和 3 年 3 月末まで

3 公募手続

(1) 公募要領

ア 配布場所

（ア）本フォーラムを運営している広島県及び広島市の次の窓口で配布する。

	担当部署	住所	電話番号
広島県	商工労働局イノベーション推進チーム	広島市中区基町 10-52	082-513-3348
広島市	経済観光局産業振興部ものづくり支援課	広島市中区国泰寺町 1-6-34	082-504-2238

(イ) 本フォーラム及び広島県・広島市のホームページからダウンロードすることもできる。

本フォーラムホームページアドレス：

<http://ityuugou.jp/societies.html>

広島県ホームページアドレス：

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/259/kenkyukai2020.html>

広島市ホームページアドレス

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/114/164733.html>

※ 郵送による配布は行わない。

イ 配布期間

令和2年6月19日(金)から令和2年7月31日(金)まで

〔 平日の8時30分から12時まで及び13時から17時まで
 ※ ホームページからのダウンロードは、期間内であれば随時可能 〕

(2) 応募方法

ア 応募資格

次のいずれの要件にも該当するものであること。

(ア) 前記2(2)「研究会の構成」で定める研究会に該当するものであること。

(イ) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

イ 申請代表者

研究会の代表者が申請代表者となること。

ウ 応募書類

次の応募書類を作成して提出すること。

(ア) 企画提案申請書(様式第1号)

(イ) 研究会実施計画書(様式第2号)

(ウ) 研究スケジュール・経費支払計画(様式第3号)

(エ) 研究会会員名簿(様式第4号)

(オ) 補足説明資料(様式自由, A4サイズ)

エ 応募書類の言語等

応募書類に使用する言語、通貨及び単位は、次のとおりとする。

(ア) 言語：日本語

(イ) 通貨：日本国通貨

(ウ) 単位：日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位

オ 提出部数

1部(合わせてメールでの提出も行う)

なお、応募書類一式は返却しない。

カ 受付

応募書類は次の受付場所に持参又は郵送等により提出及びメールでの提出をすること。

〔 ひろしまIT融合フォーラム事務局(広島県商工労働局イノベーション推進チーム内)
 住所：〒730-8511 広島市中区基町10-52
 電話：082-513-3348 〕

提出先メールアドレス：syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp
 タイトル：ひろしま I T 融合フォーラム研究会公募への応募
 本文：研究会代表者氏名，研究テーマ，電話番号，メールアドレス
 ※10MB を超える場合は受信不可となりますので，その場合は事前に上記
 メールアドレスにご連絡を頂きますと幸いです。
 別途送付方法についてご案内させていただきます。

キ 受付期間

令和2年6月19日(金)から令和2年7月31日(金)17時まで(必着)

持参の場合 平日の8時30分から12時まで及び13時から17時まで

郵送等の場合は，受付期限必着とし，発送後であっても未着の場合は，期限内の提出がなかったものとみなす。なお，郵送等の場合は，確認のため，発信した旨を事務局まで連絡すること。

(3) 応募経費

応募に要する経費は，すべて応募者の負担とする。

(4) 応募資格の取消し

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合には，応募資格を取り消す。

(5) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は，無効とする。

- ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)，第93条(心裡留保)，第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- イ 誤字，脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他，公募条件に違反した提案

(6) 質問の受付

ひろしま I T 融合フォーラム事務局(広島県商工労働局イノベーション推進チーム内)
 メールアドレス：syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp
 電話：082-513-3348 FAX：082-223-2137

4 選定方法

(1) 選定方法

書類審査により選考して決定する。

なお，必要に応じて追加資料の提出及びヒアリングを行う場合がある。

(2) 審査基準

審査は，次の基準に基づき総合的に行う。(50点満点)

項目	審査の観点	配点
ア 独創性	独自性・新規性・ユニークさのある取組みか	10点
イ 実現性	ビジネスとして実現性が高い取組みか	10点
ウ 有望性	将来有望なビジネスとなり，継続可能な取組みか	10点
エ 地域・社会貢献度	地域経済・地域課題解決に貢献する内容の取組みか	10点
オ その他特に優れた点	多様なプレイヤーが参画するコンソーシアムを組成する計画であるか	10点

(3) 採択予定件数

1～5件程度の予定

(4) 選定結果

審査の結果については、令和2年8月中旬（予定）に、書面にて通知するとともに、原則として、採択となったテーマ及び研究会の構成企業・団体等を、本フォーラム及び広島県・広島市のホームページで公開する。

なお、審査過程及び審査内容については非公表とし、問合せについては一切応じない。

また、助成限度額は、審査時に決定し通知する。（申請金額を減額して決定する場合もある。）